

(素案)

岬町行財政集中改革計画

(第4次集中改革プラン)

大阪府 岬町

令和6年 月

目 次

1. 本町を取り巻く状況と課題	P. 1
2. これまでの行財政改革の取組みと実績等	P. 10
3. 今後の重要施策と財政収支見通しの試算	P. 12
4. 改革取組前の今後の財政状況等（未定稿）	P. 15
5. 新たな行財政改革計画策定の必要性	P. 16
6. 第4次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項）	P. 17
7. 第4次集中改革プランの計画期間及び計画目標	P. 19
8. 改革取組後の財政収支見込等（未定稿）	P. 20
9. 主な行財政改革項目（未定稿）	P. 20
10. 行財政改革の推進体制及び進行管理（未定稿）	P. 20
11. 別紙資料一覧（未定稿）	P. 20

1. 本町を取り巻く状況と課題

(1) 第3次集中改革プランの成果

第3次集中改革プランの取組みにより、この計画期間中の普通会計の財政収支は黒字に保つことができ、基本目標としていた中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立については、概ね財政調整基金に依存しない財政運営を行うことができました。また、もう一つの目標としていた財政構造の弾力性の回復については、財政構造を示す指標である経常収支比率や実質公債費比率などの指標は改善傾向が見られたものの、類似団体と比較すると依然高い水準にあるため、引き続き改善に向けた努力を行う必要があるのが現状となっています。

ア、財政収支の状況

第3次集中改革プランの計画期間中の財政収支は黒字決算で推移しています。この財政収支の内容を分析すると、実質的には、第3次集中改革プランの取組みによる効果額や後述する「イ、臨時的な措置」に示す財源により歳入不足額を補填し、黒字決算となっています。

【財政収支の推移】

(単位：百万円)

区 分	H28	H29	H30	R元	R2
歳 入	7,983	9,188	9,273	7,558	9,145
歳 出	7,916	9,103	9,134	7,468	9,016
差 引 ①	67	85	139	90	129
翌年度に繰越すべき財源	12	27	78	26	62
実質収支① - ②	55	58	61	64	67

●第3次集中改革プラン計画期間中の歳入状況

第3次集中改革プラン計画期間中の本町における歳入総額は、増加傾向となっており、国や府からの支出金及び地方債の増減によって年度毎に大きなバラつきがあります。これは平成29年度に町営緑ヶ丘住宅の建替、平成30年度に防災行政無線再整備事業といった大規模な普通建設事業を実施したことが要因となり、歳入が増加し歳入総額が大きくなっています。令和2年度では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から徴収猶予が認められたため地方税が減少し、国の住民に対する特別定額給付金事業が実施されたことから国庫支出金が大幅に増加し歳入総額が大きくなっています。今後も、地方税については、関西電力多奈川発電所跡地への新たな企業の進出促進を図り、固定資産税の増収に取り組んでいきます。

◆第3次集中改革プラン計画期間（H28～R2）の歳入決算額の推移



● 第3次集中改革プラン計画期間中の歳出状況

第3次集中改革プラン計画期間中の本町における歳出総額は、歳入同様に増加傾向となっており、前述したような大規模な普通建設事業を実施したことによる投資的経費の増加や会計年度任用職員制度が開始（令和2年度）されたことにより人件費が増加しています。また平成29年度においては、定年・自己都合退職による退職手当の支出が多かったことから人件費が増加しており、令和2年度では、前述した特別定額給付金事業を実施したことから歳出総額が大きくなっています。今後は、高齢化の進展に伴う医療費等の社会保障費の増加や更新を迎える公共施設等の維持更新費用の増加が予想されます。

◆ 第3次集中改革プラン計画期間（H28～R2）の歳出決算額の推移



イ、臨時的な措置

第3次集中改革プランの計画期間中（平成28年度～令和2年度）には、前計画同様に固定資産税の超過課税を実施（ただし超過税率0.1%）しつつ、①中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立、②財政構造の弾力性の回復という目標を掲げて、改革を推進しました。平成30年度の財政調整基金取崩額のうち2億円は大阪広域水道企業団への長期貸付を行ったことによるものであり、大阪広域水道企業団からの貸付金の償還（令和元年度～令和10年度）により、この2億円は財政調整基金へ積立てを行います。令和3年度からは、さらなる住民負担の削減を図るため固定資産税の超過課税を撤廃（超過税率0.1%⇒0%）しています。

【臨時的な措置の内訳】

（単位：百万円）

区 分	H17	H28	H29	H30	R元	R2
臨時的な措置	611	154	188	343	84	66
超過課税分	0	79	89	80	79	66
基金の取崩し	611	75	99	263	5	0
財政調整基金	391	30	45	230	5	0
公共施設整備基金	120	45	0	0	0	0
地域福祉基金	100	0	54	33	0	0

ウ、基金残高の状況

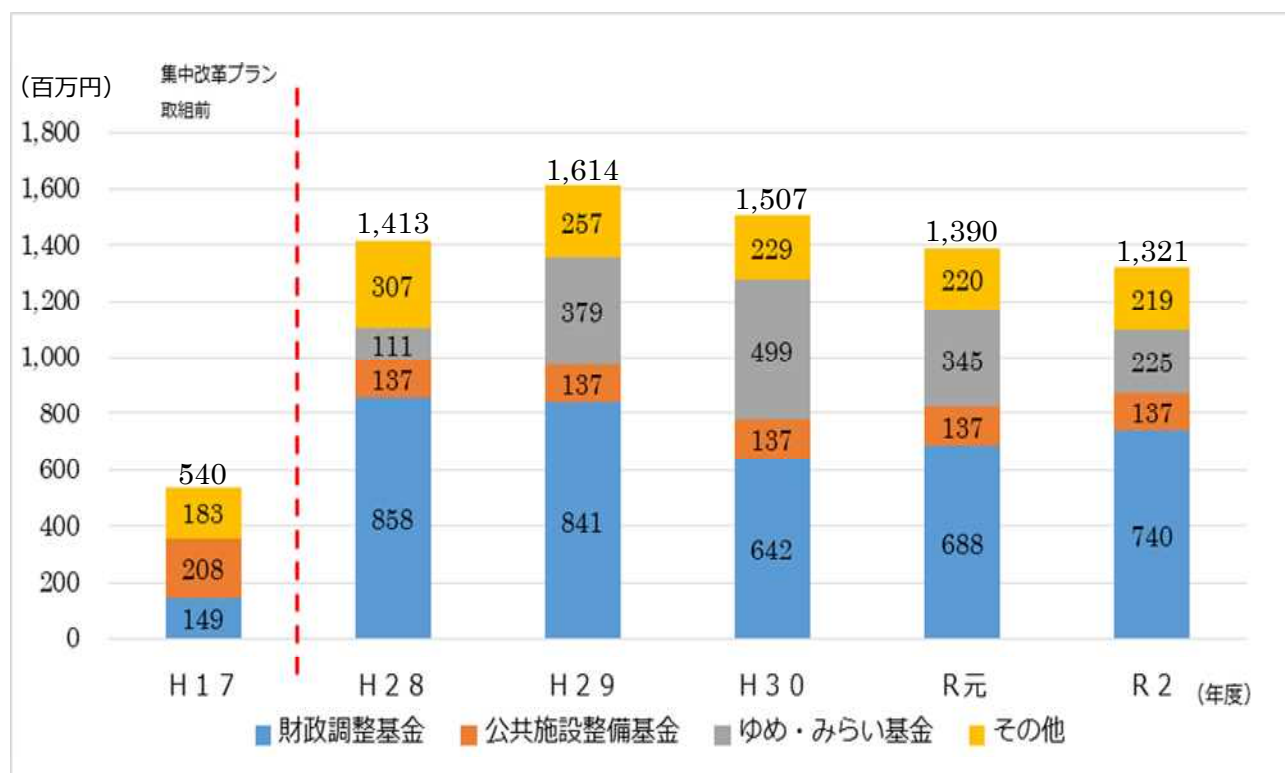
本町の基金年度末残高については、第1次集中改革プラン取組初年度（平成17年度末）の基金残高は約5億4千万円でしたが、計画期間中は長期に及ぶ行財政改革の取組みにより約13億円から16億円の間で推移しています。しかし、災害や公共施設の緊急整備などの臨時的な支出に備え、基金を継続して積立させていく必要があります。

【基金年度末残高】

（単位：百万円）

区 分	H17	H28	H29	H30	R元	R2
財政調整基金	149	858	841	642	688	740
公共施設整備基金	208	137	137	137	137	137
ゆめ・みらい基金	0	111	379	499	345	225
その他の基金	183	307	257	229	220	219
基金合計	540	1,413	1,614	1,507	1,390	1,321

◆基金年度末残高の推移



工、地方債残高の状況

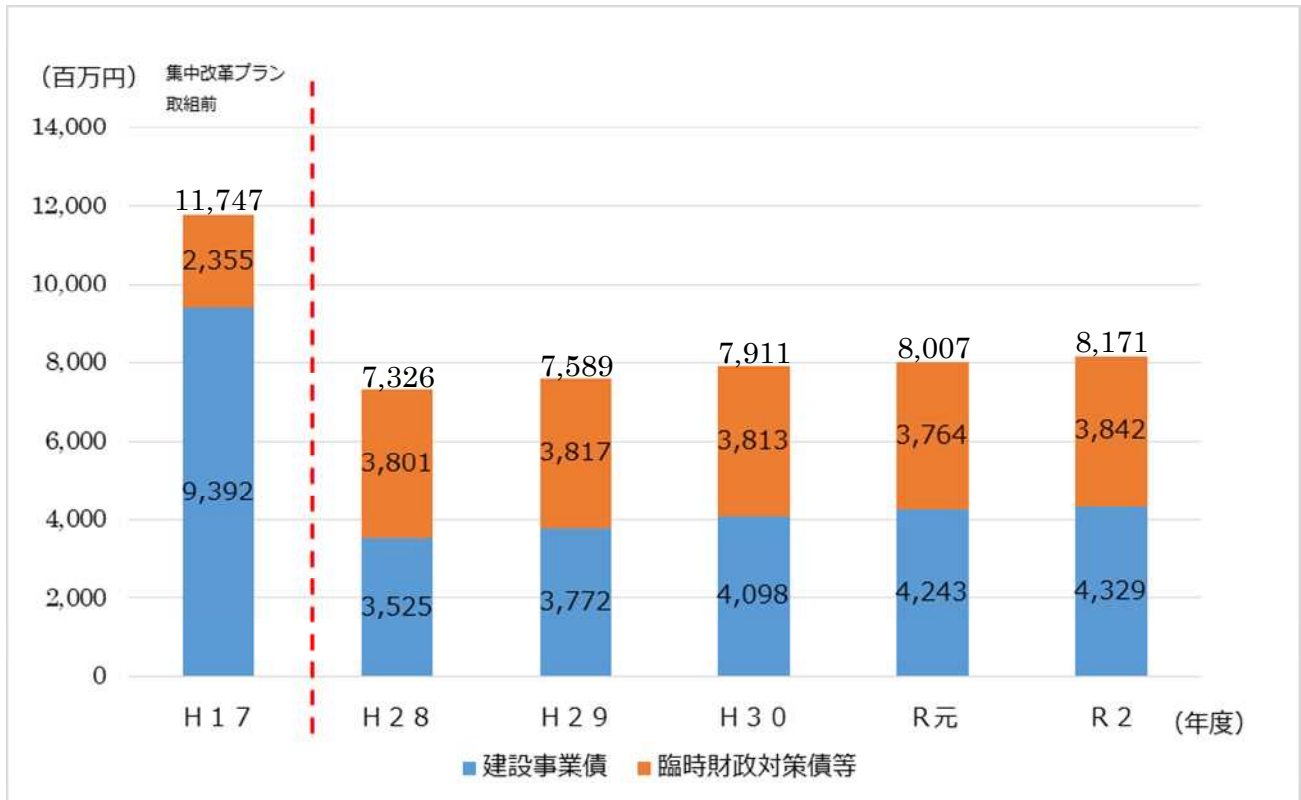
地方債残高については、第1次集中改革プラン取組初年度（平成17年度末）の約117億5千万円から大きく減少し改善が見られますが、町営住宅建替事業や町道海岸連絡線整備事業などの大規模な投資的事業を実施していることから、近年では起債発行額が元金償還額を上回ることになり地方債残高は、増加傾向となっています。

【地方債残高】

（単位：百万円）

区 分	H17	H28	H29	H30	R元	R2
前年度末残高 A	12,142	7,251	7,326	7,589	7,911	8,007
起債発行額 B	481	812	950	1,016	726	823
元金償還額 C	876	737	687	694	630	659
利子償還額	276	81	69	58	46	38
年度末地方債残高 A + B - C	11,747	7,326	7,589	7,911	8,007	8,171

◆地方債残高の推移



(2) 町税収入の状況

本町においては、町収入の根幹をなす町税収入の町民税は、人口減少のみならず、団塊の世代が大量に退職したこと、また現役世代の収入の減少により減収が続き、また、固定資産税においても、未だ地価が下げ止まらないことから減収となっています。しかし、行財政改革を進めることにより、令和3年度には、新型コロナウイルス感染症による住民への家計の負担状況を考慮し、0.1%となっていた固定資産税の超過税率を解消し、長期に及んでいた固定資産税の超過課税を撤廃しました。

【町税収入の推移】

(単位：百万円)

区 分		H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2
町民税		7 1 1	7 1 9	7 4 9	7 5 8	7 5 3
	個 人	6 5 4	6 6 1	6 8 1	6 5 6	6 6 8
	法 人	5 7	5 8	6 8	1 0 2	8 5
固定資産税		1, 2 0 3	1, 2 1 4	1, 2 0 9	1, 2 0 3	1, 0 0 8
	うち超過課税	7 9	8 9	8 0	7 9	6 6
軽自動車税		3 8	3 9	4 1	4 4	4 5
町たばこ税		8 4	7 6	7 0	7 2	7 2
町 税 合 計		2, 0 3 6	2, 0 4 8	2, 0 6 9	2, 0 7 7	1, 8 7 8

(3) 財政構造を示す指標

本町の財政構造を示す指標である経常収支比率及び実質公債費比率は改善傾向にあるものの、いずれも類似団体平均を上回っており、財政構造は硬直化した状況にあります。

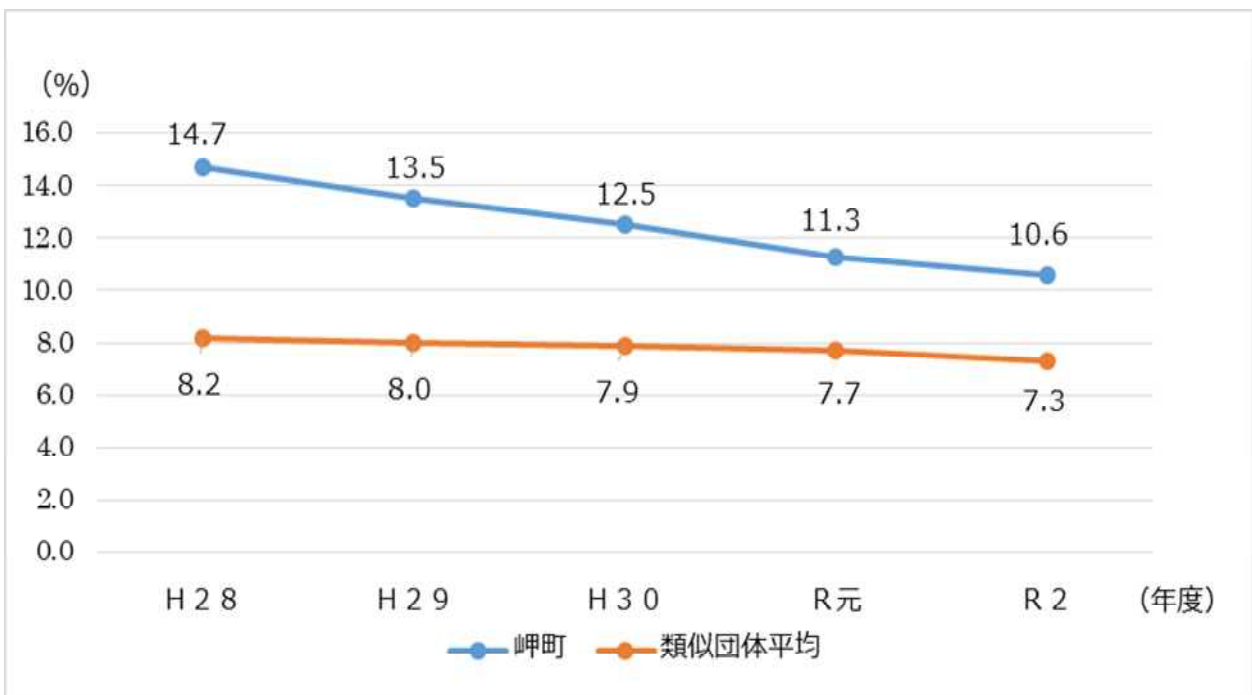
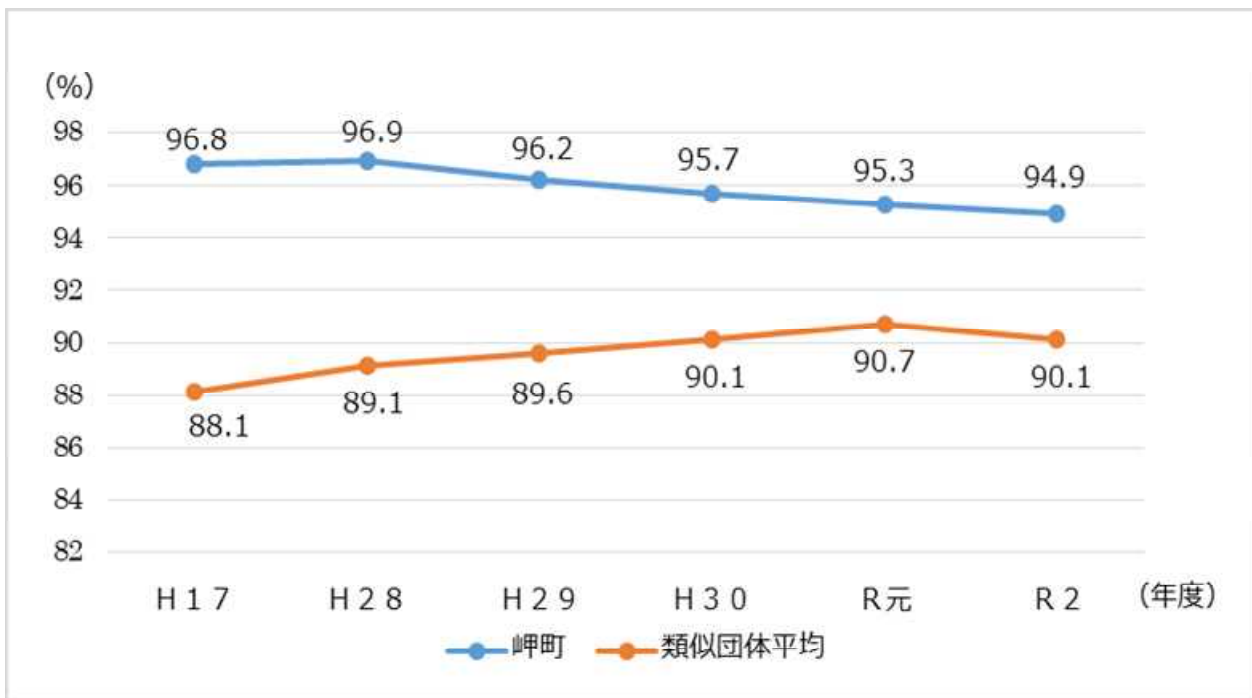
なお、標準財政規模に対する過去に発行した町債の償還額の割合を示す実質公債費比率は減少傾向にあり、公債費適正化計画の策定が義務付けられている18%を下回ったものの、依然として高水準にあります。

【経常収支比率・実質公債費比率の推移】

(単位：%)

区 分	H17	H28	H29	H30	R元	R2
経常収支比率	96.8	96.9	96.2	95.7	95.3	94.9
類似団体平均	88.1	89.1	89.6	90.1	90.7	90.1
大阪府市町村 平均（政令市除く。）	96.1	98.2	97.5	96.9	95.7	95.7
実質公債費比率		14.7	13.5	12.5	11.3	10.6
類似団体平均		8.2	8.0	7.9	7.7	7.3
大阪府市町村 平均（政令市除く。）		6.1	5.0	4.1	3.6	3.4

◆本町と類似団体平均の経常収支比率及び実質公債費比率の推移



2. これまでの行財政改革の取組みと実績等

(1) 行財政改革の取組状況

本町は、これまで平成16年度から次のとおり、行財政改革の方向性を定め、積極的に取組んできました。

- ・平成16年度：行財政改革プランの策定（平成16年度～20年度）
↓ 国の「行革の推進指針」に基づき、再編・整理して
- ・平成17年度：第1次集中改革プランの推進（平成17年度～21年度）
- ・平成23年度：第2次集中改革プランの推進（平成23年度～27年度）
- ・平成24年度：第2次集中改革プランの中間見直し
- ・平成28年度：第3次集中改革プランの推進（平成28年度～令和2年度）
- ・平成30年度：第3次集中改革プランの中間見直し

(2) 第3次集中改革プランの実績等

第3次集中改革プランにおいては、第2次集中改革プランでの改革を踏襲しながらも、新たな改革項目にも着手を行い施策・事務事業の見直し、公共施設の見直し、財政基盤の強化、定員・給与の適正化、人事制度の見直しなど、後述の7区分において26項目の改革に取組み、このプランにおける目標効果額を大きく上回る改革効果額を得ております。

しかし、未収債権の徴収強化を図り財源を確保することを優先するとしたことから、受益者負担の適正化などの一部の改革項目では、実施に向け、引き続き検討していく必要があります。

【第3次集中改革プランの効果額と主な取組み】

(単位：百万円)

改革区分	年 度	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 元	R 2	主な改革項目
		効果額	効果額	効果額	効果額	効果額	
1	施策・事務事業の見直し	13	22	48	63	67	○民間委託における委託料の積算根拠等の見直し ○住民情報システム等について、可能な限り継続使用を行い経費削減 ○事業抑制による下水道事業特別会計繰出金の削減
2	公共施設の見直し	0	3	11	11	11	○既存施設の統廃合による経費削減
3	財政基盤の強化	227	621	461	136	92	○町税の徴収率(現年 99.4%・滞納 25.0%)、国保の徴収率(現年 96.2%・滞納 11.0%)を目指す ○受益者負担の適正化を図る ○余剰地の売却、ふるさと納税の確保
4	定員・給与の適正化	15	33	33	33	32	○特別職の報酬 15%のカット ○一般職の給与 2%のカット ○管理職の手当 30%のカット
5	人事制度の見直し	1	4	13	9	9	○再任用職員・臨時職員の配置基準の見直し
6	公債費比率の引き下げ	-	-	-	-	-	○実質公債費比率の引き下げ
7	行財政状況の公表・住民との協働の推進	-	-	-	-	-	○行財政改革懇談会の開催、予算・決算・財政状況の見える化の取組みなどの岬町HPや広報紙への掲載
	合 計	256	683	566	252	211	

※このプランにおける効果額については、原則として平成27年度を基準とした各年度の効果額を表しております。

3. 今後の重要施策と財政収支見通しの試算

(1) 今後必要となる重要施策

ア、地方創生と人口減少

第5次岬町総合計画に掲げるまちの将来像を実現するため、少子高齢化や人口減少などの課題に対応したまちづくりのため4つの基本方針に基づき重要な施策を推進します。特に人口減少については、本町が抱える重要課題となっており、課題解決につながる地方創生に取り組むため「第2期 岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。加えて、令和3年には「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」により本町が過疎地域として公示されたため、「岬町過疎地域持続的発展計画」を策定し、地域の持続的発展の基本方針を定めました。これらに基づき、本町の魅力向上となる施策、人口減少の抑制を図る移住・定住施策や本町への来訪者を増やし地域の活力推進を図る交流施策等の取り組みが必要となります。

イ、高齢化と少子化対策

本町は大阪府域で最も高齢化が進んでいる自治体の一つであり、令和5年6月時点での高齢化率は39.9%となっています。今後も高齢化が進むことに伴い介護保険制度や後期高齢者医療制度の運営に要する経費及び医療費に係る法定繰出金の増加が見込まれるものの、今後、高齢者人口としては、減少傾向に転じることが予想され、これらの状況に的確に対応する必要があります。

一方、平成25年から平成29年の5年間における本町の合計特殊出生率は、1.14%と全国平均の1.43%に比べて低い状況にあることから、移住・定住促進等のための地方創生総合戦略事業や子育て支援策として子ども医療費助成制度の拡充を行ってきました。今後も、引き続き少子化対策について取り組む必要があります。

ウ、安全・安心対策への対応

近年、被害が甚大化している集中豪雨や台風・地震等による自然災害に備え、国の国土強靱化基本計画に基づき、本町においても住民の生命と財産を守る道路・河川・水路・ため池などの防災インフラの整備や避難所に指定されている施設等の環境改善・機能強化を進めていく必要があります。また、新たにデジタル等の活用による国土強靱化の高度化も掲げられており、国・府と共にいち早く情報を発信・共有することにより事前防災や地域防災の充実・強化を図る必要があります。

エ、公共施設の統廃合を含む施設の適正管理

本町の公共施設は、「岬町公共施設等総合管理計画」に示されているように、建物については、昭和50年代の前半にかけて建築された施設が多く、今後20年間に、耐用年数を迎えることから人口減少等を踏まえ、未利用施設の売却や施設の複合化・多機能化を進めることにより、維持管理費の削減を図りつつ、施設の適正な管理を行う必要があります。

オ、事務事業の効率化と住民サービスの利便性の向上

デジタルの力を活用した社会課題の解決・魅力の向上として、観光DXや教育DX、医療・介護分野DXやこども政策等の様々な分野でのデジタル化を推進することにより、令和3年度に策定した岬町DX基本計画に掲げる「利便性が実感できるデジタル社会の実現」、「誰もが参加できるデジタル社会の実現」、「新しい価値を生み出すデジタル社会の実現」に取り組む必要があります。

カ、環境に配慮したまちづくり

本町は、令和4年3月に「岬町ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、省エネルギー設備の導入促進や地球環境負荷の少ないエネルギーへの変換など、国が掲げるGX（グリーントランスフォーメーション）を推進し、本町の豊かな自然を守り、良好な環境を次世代へ引き継ぐため、公共施設への太陽光発電設備等の導入や省エネ改修等により、二酸化炭素排出量の削減や消費エネルギーの削減に取組み、脱炭素化を推進する必要があります。

(2) 財政収支見通しの試算

前述の「今後必要となる重要施策」を踏まえて、今後の本町を取り巻く環境の変化に伴う住民ニーズに則した行政サービスの提供や安全・安心のための事業の取組みなどの財政需要に対して、本町は、的確に対応することができる状況にあるのか。また、引き続き、財政収支及び財政構造を改善し、持続可能な財政運営を行うことができるのかなどを判断するため試算を行います。しかし、財政収支見通しを試算する上で、新型コロナウイルス感染症の影響やロシアのウクライナ侵攻による物価高騰の影響等、社会経済情勢を的確に把握し財政収支に反映することは容易でないことから、試算条件には含めないこととします。よって、財政収支見通しの試算については、令和4年度までの決算及び現時点の行財政に係る制度が継続されると仮定し、各種統計指標を基礎に、令和10年度までの5ヶ年間の財政収支を試算することとします。

4. 改革取組前の今後の財政状況等

未定稿

5. 新たな行財政改革計画策定の必要性

ア、本町は、平成17年度から21年度の岬町集中改革計画（第1次集中改革プラン）、平成23年度から27年度の岬町行財政集中改革計画（第2次集中改革プラン）、平成28年度から令和2年度の岬町行財政集中改革（第3次集中改革プラン）の改革プランに基づき、15年間にわたる事務事業や組織体制等の改善・改革に取り組んできましたが、変化の激しい社会・経済状況や少子高齢化の影響を受け、集中・重点的な改革への取組みにもかかわらず、本町の財政状況は依然、非常に厳しい状況にあることに変わりはありません。

第3次集中改革プランにおける行財政改革による改革効果額は、計画を大きく上回る結果となったものの、改革による財源確保以上に、歳入においては、人口減少等による税収入の減少が懸念されます。また、歳出においても高齢化に伴い医療費等に係る扶助費や繰出金が増加する傾向にあり、財政収支の改善を圧縮している状況です。

加えて、今後は交付税の算定基礎となる人口部分の減少に伴い、交付税額までも減少することが懸念されることから、引き続き改革に取り組むことにより、中期的な財政収支を確保し、住民ニーズに則した行政サービスの提供や行政の役割を十分に果たす必要があります。

イ、岬町行財政改革懇談会からの第3次集中改革プランの進捗管理に係る答申において「第1次から第3次までの3回に亘る行財政改革を着実に進め、固定資産税の超過課税を撤廃し、住民負担の軽減も進めてきたことは評価できる。」とし一定の行革成果を認めているものの、「効果額の多くはふるさと納税に起因するところが大きく、財源として過度に期待できるものではないこと、新型コロナウイルス等の影響による今後の社会経済の見通しが不透明であること、人口減少と土地価格の下落により収入の根幹である町税が減少していること、高齢化による社会保障経費や公共施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加が見込まれ、更に厳しい財政状況に陥ることも予想される。」との厳しい意見も述べられています。

こうした状況を踏まえ、第3次集中改革プランに引き続き、持続可能で安定した財政基盤や組織体制の構築を目指す新たな「岬町行財政集中改革計画（以下「第4次集中改革プラン」という。）」を策定することとします。

6. 第4次集中改革プラン策定に係る基本方針（基本的な事項）

（1）行財政改革に向けた基本的な考え方

ア、行財政改革に向けた基本的な考え方は、これまで取組んできた第3次集中改革プランでの改革を踏襲しつつ、単年度における財政収支の黒字を目指すのではなく中長期的な財政収支バランスの確保を目指します。なお、第3次集中改革プランで未着手となっている項目についても、今後の改革項目として、その改革の方向性や推進内容を可能な限り第4次集中改革プランに盛り込むこととします。

イ、地域の活性化に取り組む第5次岬町総合計画に掲げる「みんなでつくる恵み豊かな温もりのまち“みさき”」を実現するため令和6年度から総合計画に盛り込まれた事業を限りある財源の中で効果的・効率的に実施する必要があることから第4次集中改革プランとの整合性を図ります。

ウ、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成21年4月施行）においては、これまでの普通会計のみならず、特別会計も反映した指標で地方公共団体の財政状況の健全度が判断されることから、町が有する特別会計についても計画に盛り込むこととします。

エ、令和4年度に策定した「岬町公共施設等総合管理計画」や平成29年度から導入している「統一的な基準による地方公会計」を活用し、他の類似団体との財政状況や固定資産台帳、施設保有状況等を比較することにより特徴を捉え、課題把握し、施設の維持管理経費の削減や施設のあり方を検討します。

（2）行財政改革を実現するための意識改革等

行財政改革項目を具体化するには、改めて全ての事務事業について点検・評価を行い、改善・改革が必要と認められた事務事業については、今後のあり方や事業展開の方向性を示す必要があります。また、町行政の全体像を把握し、新たな施策に積極的に対応できるよう人事研修等を行い、職員一人ひとりの能力を高めます。加えて、事務量調査を行うことにより職員の適正配置に努めることで、効率的な組織体制を目指します。

(3) 民間の活力を活かす行財政運営

住民ニーズに的確に対応し、民間の活力を活かすことにより効果的・効率的な事務執行ができると判断された事業については、引き続き外部への委託や指定管理者制度の導入を進め、積極的に民間ノウハウや人材を活用する取組みを進めることとします。

(4) 地方分権・広域化に対応した行財政運営

地方分権の進展、権限や事務の移譲などに的確に対応し、本町の行政運営体制の基盤を強固にしていく必要があります。また、大阪府における地方分権・広域化の推進に対応するため近隣市町と共同で処理をすることが効果的・効率的にサービス提供できると判断する事業については、共同事業の実施や広域連携を積極的に進めていくこととします。

(5) 協働の理念を活かした行財政運営

ア、今後の行政運営には行政のみならず、住民・コミュニティ組織・事業者・NPOなど、岬町で暮らす、支える、働く多様な主体が連携した「新たな公共」として、サービス提供の担い手に参画していただくための仕組みづくりを目指します。
イ、地域の課題や特性を踏まえながら、住民の多様なニーズに迅速かつ的確に対応するため、行政と様々な主体が協働して住民の力や知恵を活用することができる質が確保された公共サービスの提供を目指します。

(6) 透明性の高い公正な行財政運営

本町の施策や事業を円滑に推進するためには、何よりも全ての住民に信頼・安心される行財政運営を行う必要があります。そのため、直接住民や当事者等へ語りかける「住民説明会」や「懇談会」を必要に応じて開催することとします。また、町の広報紙やホームページ等による情報発信・提供を充実させるとともに、各種審議会等の公開、パブリックコメントの募集、情報公開制度の更なる推進などの取組みにより、行政の意思形成や進捗状況の過程を明らかにし、住民にとって透明で、わかりやすく、公正な行財政運営を引き続き進めていくこととします。

7. 第4次集中改革プランの計画期間及び計画目標

(1) 計画期間

第1次から第3次までの集中改革プラン同様、令和6年度から10年度までの5ヶ年間を見据えた計画期間とします。

(2) 計画の基本目標

ア、中長期的な財政収支が均衡する財政基盤の確立

行政として果たすべき役割を踏まえ、住民が求めるサービスに取組みながら、町の活性化や地方創生の取組みを行うことにより「まちの価値」を高める施策を推進しながら、中長期的な財政収支バランスの確保を目指します。

イ、財政構造の弾力性の回復

人件費や岬町公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合を行うことにより維持管理経費等の毎年経常的に支出する経費の点検、削減を行い、財政構造全般の弾力性を示す「経常収支比率」の改善を目指します。

(3) 歳入部門での主な目標

ア、住民を取巻く環境を考慮した適切な受益者負担のあり方を検討します。

イ、未収債権の適切な徴収により納税者間の公平性を確保します。

ウ、ふるさと納税などによる歳入の確保により財政基盤の拡充を図ります。

エ、自治区要望等に係る新たな施設等の設置については、財産区との協議のうえ財源の確保を図ります。

オ、未利用の財産等について、積極的な売却を図ります。

カ、企業誘致等を推進し、新たな収入の確保と地域雇用の拡大を図ります。

(4) 歳出部門での主な目標

ア、計画期間中に全ての事務事業を点検し、「無駄を洗い出す」ことによる歳出の抑制を図ります。

イ、効率的な組織体制を目指すために会計年度任用職員の適正配置及び職員定員管理計画を策定します。

ウ、「まちの価値」を高める施策の実施を優先しつつ、実質公債費比率の引き下げを目指し、投資的事業の実施時期及び事業内容の検討を行います。

以下、未定稿

8. 改革取組後の財政収支見込等
9. 主な行財政改革項目
10. 行財政改革の推進体制及び進行管理
11. 別紙資料一覧